

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和2年9月30日に取扱い（サービス）を終了した、当社発行（旧会社含む）の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

株式会社 ENEOS フロンティア

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

当社発行（旧会社含む）の「洗車チケット」及び「洗車プリペイドカード」

○払戻しの申出期間

令和4年9月1日（木）から令和4年10月31日（月）まで

受付時間 9:00～19:00（SS休業日は除く）

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

○申出の方法

当社発行（旧会社含む）の「洗車チケット」及び「洗車プリペイドカード」を当社SSのスタッフにお申出のうえ、「払戻し依頼書」にご記入ください。

○払戻しの方法

当社発行（旧会社含む）の「洗車チケット」及び「洗車プリペイドカード」の残額を翌月末日迄に振込で払戻します。（振込手数料は無料です。）

○その他当該払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

1. 当社発行（旧会社含む）の名称または、SS名の表記がないもの
2. 当社発行（旧会社含む）の「洗車チケット」及び「洗車プリペイドカード」が破損等により残額が確認できないもの

上記のいずれかに該当する場合、お断りすることがあります。

また、払戻しの集中によりお取扱いを一時休止する場合があります。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒104-8218 東京都中央区京橋 1-7-2

株式会社 ENEOS フロンティア 直営統括部

電話番号 03-3563-9187（受付時間【平日】9:00～17:00）

URL preca-contact@eneos-frontier.co.jp

令和4年9月1日（公告日）